

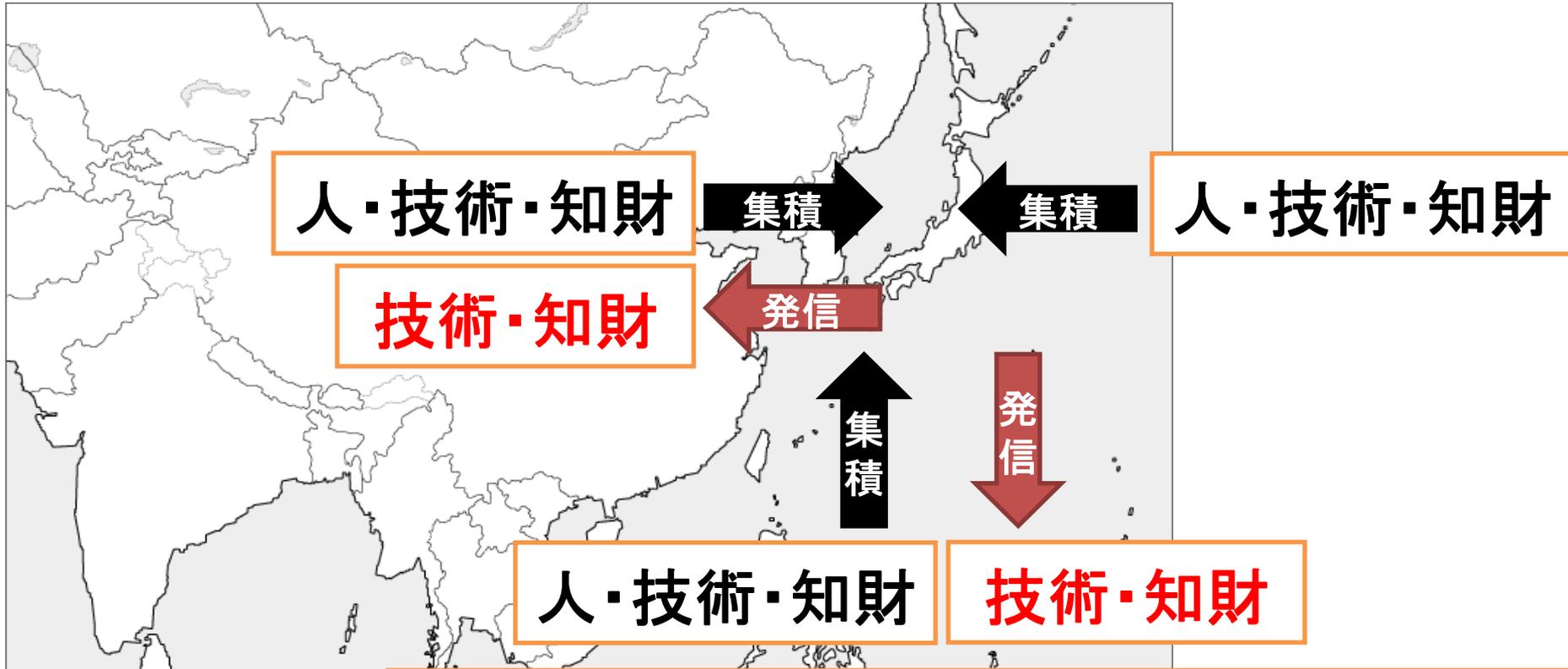
# 新知的財産戦略への提言 (新成長戦略と連動)

医薬分野のイノベーションハブ:日本

協和発酵キリン株式会社  
執行役員 知的財産部長  
高柳 昌生

# 新知的財産戦略への提言（新成長戦略と連動）

## 医薬分野のイノベーションハブ：日本



人・技術・知財

集積

集積

人・技術・知財

技術・知財

発信

集積

発信

人・技術・知財

技術・知財

共通言語：  
英語

- ・研究基盤確立のために人・技術・知財を集積する。  
医療を産業とする法文化、職務発明規定の改正、営業秘密保護のための刑事訴訟手続きの見直し
- ・集積した技術・知財をアジアに発信する  
アジアにおける特許システムをリード／サポート

日本が医薬分野におけるイノベーションハブの地位を確立するためには、まず特許法第29条における産業に、医療産業が含まれるように規定する必要がある。新成長戦略には「医薬品等の海外販売やアジアの富裕層等を対象とした検診、治療等の医療および関連サービスを観光とも連携して促進していく。」とある。法文上の整合性を保つためにも検討する必要がある。

また、特許法第35条の職務発明の改正の検討が急務である。外資系製薬企業の研究所が日本から撤退したひとつの理由として職務発明制度に関する訴訟の司法判断があげられる。さらに、営業秘密保護の実効を図るための刑事訴訟手続きの見直しが必要である。企業の立場として、世界中から研究者を集めることができるよう、発明者および企業にとってストレスフリーとなるような法改正の検討が必要である。

加えて、日本が中心となり、知財面で東アジアをリードし（審査ハイウェイの双方向化等）、終局的には日本主導の東アジア統一特許制度および統一特許庁の設立を目指すべきである。これにより、アジアにおける特許の質の向上が図られ、知財・技術面でもアジアへのサポートが可能となるため、イノベーションハブとしての地位の確立に寄与できる。

なお、イノベーションハブとして日本が役割を果たすために、アジア諸国が技術・知財サポートを受けるためには、共通言語として英語を用いなければならないことを忘れてはならない。